

令和3年度 あきる野商工会

# 住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、あきる野市または檜原村の住民の方があきる野商工会の会員事業所（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは会員であっても対象外）を利用して「新しい生活様式」に向け、個人住宅の改修工事や新型コロナウイルス感染拡大防止のための環境整備への取組や居住空間の快適さを高める改修工事及び自然災害対策改修工事を行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

## 対象者

申請日現在から引き続き、あきる野市または檜原村に居住する個人で、令和2年度分の住民税及び固定資産税を滞納していない方

\*但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用はできません。

## 対象住宅

◎次の①から③のいずれかに該当するもの

- ①個人住宅
- ②併用住宅における個人住宅部分
- ③集合住宅における個人住宅部分

## 対象工事

◎次の①から⑧のいずれかに該当するもの

- ①住宅本体の修繕・改築、外壁修繕・塗り替え等
  - ②在宅ワークスペースを確保するための改修工事  
（例）リビングの一部をワークスペースに改修
  - ③接触を低減するための改修工事 （例）玄関にドアホンを設置
  - ④衛生環境に配慮した改修工事 （例）感染防止のために手洗い場を改修
  - ⑤換気に配慮した改修工事 （例）換気扇や天井扇の設置
  - ⑥ガーデニングをするための花壇等の環境整備（グリーンリフォーム工事）  
（例）庭の整備や外回りの改修
  - ⑦新型コロナウイルス感染拡大防止のための環境整備と認められる工事や居住空間の快適さを高める工事と認められるもの （例）キッチン改修工事
  - ⑧自然災害対策に関する改修工事 （例）台風や大雨に備えるための住宅補強工事
- ◎令和3年7月1日（木）以降にあきる野商工会に交付申請手続きをした後に工事を着工し、令和4年2月28日（月）までに工事完了届を提出できる工事
- ◎工事着工前写真と工事施行中、工事完了後写真が、明確に比較できるよう適切な撮影写真・資料を提出できる工事（工事前・施行中・完了後の写真を同位置・角度・距離で撮影してください。）



## 助成金額

10万円以上（税別）の改修工事の見積額（税別）と工事完了後の支払額（税別）を比較していずれか少ない額の5%とします。助成上限は10万円（千円未満の端数切捨て）申請は本助成事業中1世帯につき1回限りとします。

## 受付開始

令和3年7月1日（木）\*工事の着工前に申請してください。

## 受付終了

申請手続は、先着順で受け付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受付を終了いたします。予告なく受付を終了することがあります。

## その他

申請関係の詳細は、**必ず着工前にあきる野商工会へ**お問い合わせください。申請書類等につきましては、あきる野商工会窓口等で配布しています。

## 問合せ先 あきる野商工会 本所

あきる野市秋川1-8あきる野ルピア3階  
TEL 042-559-4511  
(担当：石坂)

## あきる野商工会 五日市支所

あきる野市五日市411市役所五日市出張所2階  
TEL 042-596-2511  
(担当：船木)